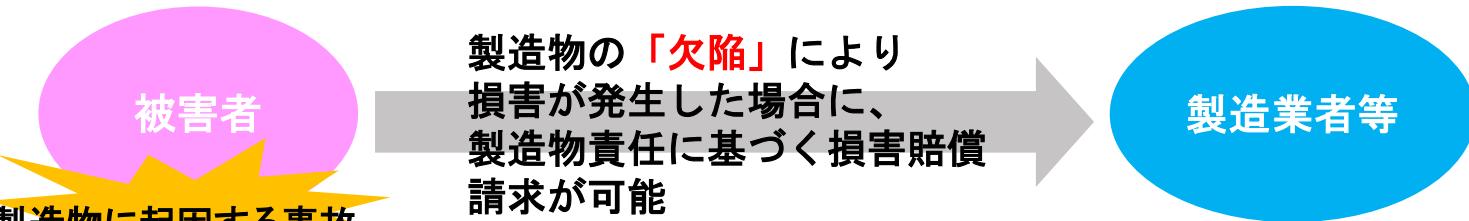


製造物責任法の概要

製造物責任(PL)法は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に損害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた法律です。



(例:電化製品から発火して家具を焼損)

本法の趣旨…欠陥責任

被害者の円滑かつ適切な救済という観点から、製造業者等に「過失」がなくても、製品に「欠陥」がある場合に製造業者等に賠償責任を負わせることにより、被害者の立証負担を軽減することを目的としています。

基本的な要件

製造業者等が引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したこと

- ・**製造業者等**： 製造物を業として製造、加工又は輸入した者、
製造物に製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者等
- ・**製造物**： 製造又は加工された動産（無体物・不動産は本法の対象外）
- ・**欠陥**： 製造物が通常有すべき安全性を欠いていること
(製造物の特性、通常予見される使用形態、製造物を引き渡した時期等の事情を総合的に考慮して判断)
- ・**拡大損害が生じたこと**： 損害が当該製造物についてのみ生じたときは、本法による損害賠償の対象外